

LR4

昭和十四年二月

市内浮浪者調査

東京市役所

国立保健医療科学院蔵書



10012023

L
R
4

L R 4

2860

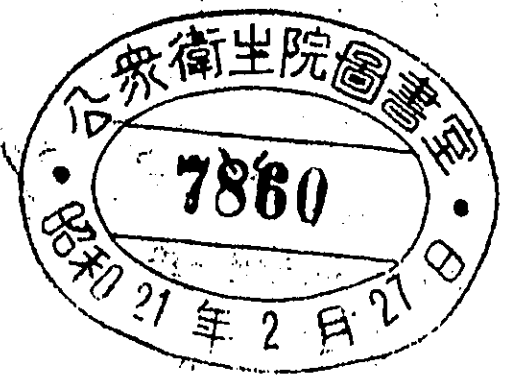
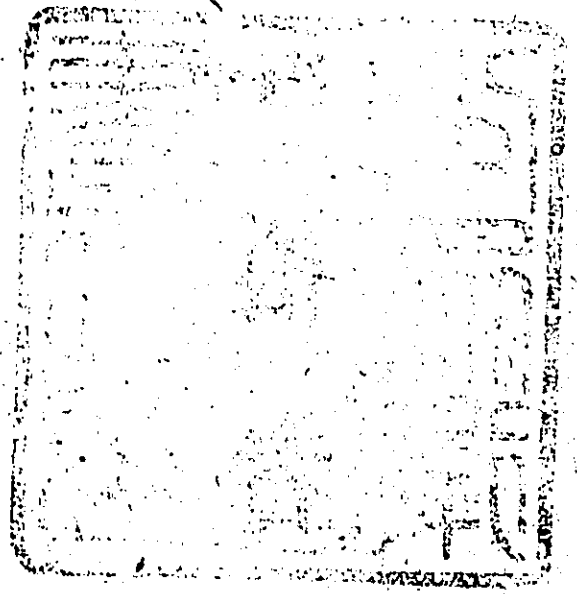
昭和十四年二月

市内浮浪者調査

東京市社會局

1174 2月27日
 川上理一氏
 院

ん
R
4



7860

序

本局に於ては、昭和拾二年拾一月中、浮浪者の比較的によく集まる地域に、前後八回に亘りこれが
實地調査を行つたが、今その結果を集計して之に解説を加へ、且つ、史的に觀る浮浪者各般の事項を
も記述し、茲に本書を刊行して、社會事情研究の一資料とすることにした。本調査の施行に當つては
東京帝國大學、慶應大學、拓殖大學、立正大學、法政大學、大正大學、中央大學、日本大學、明治學
院(順序不同)等の學生諸氏の參加、並に本市方面委員、方面館職員、宿泊所職員、職業紹介所職員並
都市學會員の諸氏の協力を煩はしたのである。

以上諸氏に對し深甚なる謝意を表し、重ねてその勞を多とするものである。

尙その解説、記述、編纂は本市囑託草間八十雄が之に當つたのである。

昭和拾三年六月

東京市社會局

附記

史的に據つて観る浮浪者に關する資料は次に掲ぐる書中より何れも蒐集せるものである。
東京市養育院月報第壹號乃至第百號、東京市養育院六拾年史、柁淵義房氏著本邦社會事業、高橋貞
樹氏著特殊部落史、井上友一氏著、救濟制度要義、本庄榮次郎氏著日本社會史、三省堂編輯發行日
本歴史の研究、早稻田大學出版部編輯發行國民の日本史第一編乃至第拾三編、伊藤仁太郎氏著明治
裏面史。



公園のベンチに一夜の宿をとる
浪浪者（淺草公園）



車の下に雨露を凌ぐ父と子
（淺草公園）



行き暮れて路上に蹲る浮浪者
(上野廣小路裏)



學生の間に答ふる六十の老爺
(省線秋葉原近く)

緒言

一、浮浪者の意義

浮浪者と謂ふ社會層に對する觀點は、時代の變遷と社會狀勢により又政治關係等の上から概念作用が異なるのである。

英國では拾九世紀の初期に於ては、乞食、淫賣婦、自己の家族の扶養を怠るもの、奸計に依る行商人、窃盜嫌疑者、兇器携帶徘徊者、住宅以外の場所に寢臥する者、怠惰者等々、之を浮浪者と認め浮浪者條例に依つて處罰したのである。

佛國では拾九世紀の初め頃に於ては、一定の住所なく、又生計の手段を有せず且つ何等の常業に従事せざる者は、何れも浮浪者として處罰し、尙ほ浮浪者に準ずる者として乞食を爲す者を處罰した。

獨逸に於ては歐洲大戰以前の時代に於て、刑法に浮浪者及び乞食を取締る條文がある。その定義に依れば浮浪者とは労働をなさず、生活の手段を合法的に有せず且つ適法なる生計の目的なくして徘徊する者、更に乞食とは自己と無關係なる他人に對して、自己生計のため若くは自己が法律上又は事實上扶養すべき者のために、表面上或は實際上の窮乏を理由として金錢その他有價物の施與を乞ふものが、即ち乞食である。

米國にては一八七二年カリフォルニア洲に於ける刑法に依り、浮浪者に對する範圍を見ると、無職徘徊者、乞食、住宅以外の寢臥者は勿論のこと、淫賣婦、暴酒家の類まで含まれてゐる。

我邦では上古から中古の時代に貫籍、即ち、生れ故郷で其處に在籍せる者が公けに課せられる調庸の義務に耐へられずして、其の貫籍を離れ他國へ逃入して流離の民となつた者を浮浪人と稱し、その當代には屢々禁令が出てゐる。更に其の以後徳川時代まで史籍には浮浪云々の記録が散見される。斯る時代の浮浪者問題は、後編浮浪者と史的概観に於て述べるから爰では説述を見合せ。而して、明治維新以後に於て法規の上における浮浪者の範圍を見ると明治初年代から明治

拾四年まで刑事法令として施行された。新網律令、改定律令、違式、注違等の各法令には浮浪の範圍なるものが規定されてゐない。然るに、明治拾五年一月から實施された刑法(舊刑法)第四百二拾五條違警罪項目中に「人の住居せざる家屋内に潜伏したる者」と云ふ所爲で明治四拾一年舊刑法の廢止までに處分されたものが統計の上に多く現はれてゐる。亦、違警罪の中に「他人に合力を爲したる者」所謂乞食を爲したる者が多數に處分されてゐる。故に其の當時は公の規則から觀る浮浪者は(一)一定の住所なく人の住居せざる家屋内に潜むもの(二)乞食をなす者と、此の二種の者が浮浪と見るに止まつてゐる。要するにその當時では浮浪者の意義が一定してゐた譯ではないらしい。

處で、明治四拾一年拾月から施行された警察犯處罰令第一條は四項に分れてゐるが、其の一つに「一定の住居又は生業なくして諸方に徘徊するもの」としてある。亦、同第二條の二項に「乞丐を爲し又は爲さしめたる者」としてあるが、一定の住居又は生業なくして、諸方に徘徊するもの之は浮浪罪であつて、米國カリフォルニア洲の浮浪者に對する法規的範圍と比較すれば、同洲では「無職徘徊者」としてあり、我邦の生業なくして諸方に徘徊するものに該當し「住宅外の寢臥者」云々は我邦の一定の住居なきものに含まれ、亦、フランスの「浮浪者とは一定の住所を有せず」且つ「何等の常業に従事せざる者」之等も我邦の浮浪者に對する意義と同一であり、更に獨逸の「適法なる生計の目的なく徘徊する者」是又我邦の其れに似寄つてゐる。

然して、我邦の警察犯處罰令第一條の一項乃至四項の各項は全部殆ど浮浪者に對する規定と云つても差支へがない。

第一條 左ノ各號ノ一に該當スル者ハ三拾日未滿ノ拘留ニ處ス

一、故ナク人ノ居住若クハ看守セザル邸宅建造物及船舶内ニ潜伏シタル者

二、密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若クハ容止ヲ爲シタル者

三、一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

四、故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲナシタル者

尙ほ同處罰令の中には浮浪者と認めるもの又は其れに準ずる者の規定がある。則ち、合力喜捨を強請したり、強て物品の購買を求めるもの、乞丐を爲し又は爲さしめたるもの、之は適法なる生活の手段に依らざるものであり、且つ諸方に徘徊するもので浮浪の範圍に在る者と看做される。

之を要するに物質に窮乏し又は環境に馴致され若くは個性の缺陷に因り、住居に關して固定的の根據を有せざるもの、又は流轉的に陥り適法の行爲に依らずして生活の資料を得る者等これを浮浪者と云ふ。

二、浮浪者調査の沿革

徳川幕府に於て延寶二年(皇紀二三三四年)拾一月に出せる布令を見ると「今回市街に於て點檢する非人は一時其の土地に留止すべきを令知せしも、目下點檢を完了せしを以て從來の如く非人の意望に一任し、何地を問はず食を乞請せしむべし。若し夫街内に棲在するも事障を及ぼさざる者は依然棲在せしむるを要すとある。

斯の如く江戸時代に於て既に浮浪者に對する調査が行はれた。然し、別段と組織立つた調査ではなく、其の當時の野非人と稱する無籍浮浪の徒を探り出し、管に人數を調べたに過ぎない。

更に明治となつては同五年拾月東京府に於て、府下の乞食狩りと調査を併せて行ひ被調査者を救護施設に收容したのである。

明治の末葉に警視廳では野宿浮浪者の一齊調査を行つたが、其の記録は保存されないで、調査の結果を知ることが出来ない。大正九年拾月一日の第一次國勢調査の施行に當り、東京市は初めて浮浪者(野宿)の一齊調査を行つたが、之も調査洩れを防ぐために行つたので、其の記録は残つてゐない。本市社會局では大正拾一年二月二拾五日午前零時から浮浪者(野宿)の一齊調査を行つたのである。此の調査は組織的なもので、被調査者に對する調査の項目は拾四項に上り、市内(舊市域拾五區)を二百拾一に區劃して調査員二名以上を一班とし一區劃を擔當させ同日午前零時から同六時まで一齊に調査を行つたその結果は、次の數に上る野宿を發見した。

男 二三九 女 一、二 計 二五三人

大正拾三年拾月一日施行の市勢調査に於ては、性別不詳なるも左の如き野宿者を發見した。 一、二八一人
同拾四年拾月一日施行の國勢調査に於て

男 三七〇 女 一〇 計 三八〇人

昭和三年六月拾三日より七月拾日に至る梅雨季に臨み、本市社會局に於て淺草公園及び其の界限、上野公園とその附近芝公園、虎之門公園及び其の界限、四谷區旭町、深川區富川町と其の附近など、以上特定地區に於ける野宿者を調査したるに次の如き人數を發見した。

男 四五三 女 二〇 計 四七三人

昭和五年拾月一日施行の國勢調査に於て

男 一七五九 女 四〇 計 一七九九人

本市社會局に於ては昭和六年八月二拾七日に開所する淺草松清町「淺草一泊所」經營の參考と尙ほ夏期の無宿者の特殊な生活状態を知るために、同月二拾二日午前零時より同五時までに、淺草公園を中心とする無宿者を調査したのである。調査區域は淺草公園とその附近に止まる。

男 五八四 女 一八 計 六〇二人

昭和拾年拾月一日施行の國勢調査に於て

市 域	男 九六三	女 三〇	計 九六三人
新 市 域	男 一四〇	女 一四	計 一五四人
合 計	男 一〇七三	女 四四	計 一一一七人

本市社會局に於ては浮浪者の更生を圖る上から、浮浪者が比較的によく野宿する地區を擇むで、昭和拾二年拾一月六日より同月二拾六日まで、八回に亘り其の地區に臨み野宿者を調査したのである。その發見せる野宿者の數は次の如くである

男 三四二 女 二一 計 六三人

以上の如く沿革的に浮浪者の調査を観ると、大正時代には三回の調査が行はれ其の結果は少なくて二百五拾三人であり多くて三百八拾人であつた。然るに昭和になると財界の不況と産業の萎縮は無産者の大東京に集中するものが尠ならず、剩さへ勞力の過剰は數多の失業者を出し、斯る失業者の中には困憊の果てが野宿をなすまでに落魄した者が多いので、昭和五年の國勢調査には、東京市内に於て實に千七百九拾九人と云ふ空前の野宿者を發見した。然し、其の後は經濟界も徐々に好況を現はして來たので、昭和七年に於て東京市と郡部町村が併合して市域は擴大され人口六百萬に上つたのに、同拾年の國勢調査に於ては千百拾七人の野宿者がゐて、前回の國勢調査と比較すれば六百六拾二人の減少を見てゐる。而して本市社會局に於て昭和拾二年拾一月に行つた調査は、常に浮浪者の蟄集する地域を擇んで其處を調べた結果は三百六拾三人の野宿者を發見した。即ち、經濟界の好況不況によつて浮浪者もまた増減を現はすものと觀られる。然しながら野宿をなすが如き者は季節の關係と、警察當局の取締方法と、個性の缺陷による落伍者の増加など特殊の關係と事情から増減し又は集散するのであつて必ずしも減少の途を辿るものとは斷定出來ない。

浮浪者に関する調査目次

緒言

- 一、浮浪者の意義……………一
- 二、浮浪者調査の沿革……………三

第一章 調査の計畫と経過

- 第一節 調査の目的……………一
- 第二節 調査の範圍と方法……………一

一、被調査者の範圍……………一

二、調査項目……………一

三、調査地域……………一

四、調査期間……………一

五、調査員……………一

六、調査の方法……………一

第三節 調査實行當夜の狀況……………一

第二章 調査の結果……………六

第一節 地域別に依る浮浪者	六
一、浮浪者の數	六
二、既往の調査と比較的に觀る浮浪者數	六
三、區別に依る地域箇所と發見數	七
第二節 浮浪者の年齢別	九
一、本調査の年齢別	九
二、既往と比較的に觀る年齢別	一〇
第三節 浮浪者の出生地別	一〇
一、本調査の出生地別	一一
二、比較的に觀る出生地別	一一
第四節 教育程度	一三
一、本調査の教育程度	一四
二、比較的に觀る教育程度	一四
第五節 浮浪の原因	一六
第六節 健康状態	一七
一、本調査の健康状態	一〇
二、不健康者と其の種類	一三

三、健康状態の比較	一三
第七節 兵役關係	一四
第八節 配偶關係	一五
第九節 親族の關係	一七
一、親族	一七
二、親族扶養能力の有無	一八
三、比較的に觀る親族の有無	二〇
第十節 浮浪期間	二〇
一、浮浪期間と年齢關係	二〇
二、比較的に觀る浮浪期間	二二
第十節 職業關係と生活方法	二四
一、生活の方法	二四
二、浮浪に陥る直前の職業	二五
三、直前と現職業の比較	二四
四、地域別に依る職業と生活方法	二五
五、現職業及生活方法と年齢別	二六
六、登録の有無	二六

第拾二節	食物攝取状態	五
第拾三節	趣味嗜好	六
第拾四節	犯罪及所罰の有無	六
第拾五節	將來の希望	六
第拾六節	浮浪を脱せざる理由	六

第三章 時代的に觀る浮浪者と其の救護施設

第一節	上古時代と浮浪者の存否	七
一、社會階級と窮民	七	
二、窮民と其の施設	七	
第二節	中古時代と浮浪者	七
一、浮浪者の取締法	七	
二、本貫脱走と浮浪者	七	
三、窮民及浮浪者と其の施設	七	
第三節	近古時代と浮浪者	八
一、鎌倉時代の浮浪者と其の施設	八	
二、室町時代の浮浪者と其の施設	八	
三、安土桃山時代の浮浪者と其の施設	八	

第四節 近世時代と浮浪者

一、徳川時代の階級制度	八
(イ) 士農工商と賤民	八
(ロ) 賤民の種類	八
(ハ) 賤民と自治制度	九
(ニ) 種類に依る賤民の數	九
(ホ) 賤民の職業	九
二、浪人と農民の浮浪化	九
(イ) 浪人の浮浪化	九
(ロ) 百姓一揆と農民の都市集中に由る浮浪化	一〇
(ハ) 飢饉其他の事情と農民の浮浪化	一〇
三、貧窮民と浮浪者に對する救護と其の施設	一〇
(イ) 概説	一〇
(ロ) 小石川養生所	一一
(ハ) 深川の慈悲牢	一一
(ニ) 淺草と品川の溜制	一四
(ホ) 人足寄場	一六
設立の目的	一六
諸制度及豫算	一七
設備	一八
掟書と條目	一九
收容者の數	二二
被收容者の課業と種類	二三
被收容者の處置	二三

(ハ) 積極的救済と印旛沼工事

四、諸藩の浮浪者救済施設

第五節 明治維新と其の後の浮浪者

一、明治初年代の窮民と浮浪者

(イ) 三田救育所

(ロ) 窮民并に浮浪者救済の諮詢

(ハ) 明治五年の浮浪者處置

(ニ) 乞食浮浪者に對する救済方法

二、明治時代と浮浪者の生活

(イ) 浮浪者の集團地域

(ロ) 浮浪者の團體的生活

親分乾分の關係

殘養物需給の變遷

三、明治時代の保護施設と成績

(イ) 共濟慈善會と其の事業成績

(ロ) 善根宿と其の事業成績

四、警視廳の浮浪者收容施設の畫餅

五、臺灣浮浪者收容施設

結 言

第一章 調査計畫と經過

第一節 調査の目的

本市社會事業の一事業として特に浮浪者の更生施設を經營するに際し、其の基礎的資料を得ると共に一般社會に對し、社會問題研究の資料を提供するためである。

第二節 調査の範圍と方法

一 被調査者の範圍

浮浪者の意義は緒言に於て概念的に説いてあるが、大體に於て一定の住居なく又生業なくして諸處を徘徊する者を指して浮浪者と云ふ。而して本調査に於ける浮浪者は調査の實行時間内に於て「現に住宅その他宿泊に適する建物以外の場所に寢臥する者」と云ふ所謂野宿の類に限つたのであつて、其の範圍は狭いのである。

二 調査項目

本調査の項目は總て十五項目に上るのである。然し、項目の中には數款に分類するものもある。茲に其の項目を擧ぐれば(一)浮浪者數(二)年齢(三)出生地(四)教育程度(五)健康狀況(六)兵役關係(七)配偶關係(八)犯罪及處罰關係(九)親族關係(一〇)嗜好及趣味(一一)職業關係(一二)浮浪期間並浮浪の原因(一三)食物攝取狀況(一四)浮浪を脱せざる理由(一五)將來の希望。以上の如くである。

三 調査地域

調査の地域は市内全般に渉るのではなく、夜に入れば常に野宿者の聚集せる地域に限るのであつて、概ね大小公園に臨

み調査をなすのであつた。而して調査を實行せし区域は、芝區四箇所、四谷區と淀橋區に於て五ヶ所、下谷區と本郷區に於て八ヶ所、浅草區十二箇所、本所區と深川區に於ては十一箇所にして合計四拾箇所である。

四 調査の期間

本調査は昭和十二年十一月六日より同二十六日まで、二十日間に隔日若くは數日を隔て、調査を實行したのである。處で此の期間は木葉は落果て霜氣の漲る初冬の季節である。かうした寒天の夜に霜にうたれて浮寝をする者は、餘ほど酷い窮民と看做さねばならぬ。そこで、斯く季節を避けて寒き夜の野宿者を調査したのである。

五 調査員

調査員の適否は調査の結果に影響すること甚大である。故に之が選定に當つては意を注ぎ、専門學校大學等學生中より篤志者を選び、かくして學生百名に調査を委嘱し、尙ほ本市社會局庶務課調査掛員は殆んど全員が此の調査に従事したのである。

六 調査方法

調査員(學生)は指定せる時間までに調査本部に集合し、其れより調査地域に臨む。概ね二名以上を以て一班となし之れに本局庶務課調査掛員一名が附添ひ班長となり、共に地域内を隈なく搜索して浮浪者の發見に努めその發見に際しては調査員の一名が調査事項を尋問し一名が其れを調査票に記入したのである。而して被調査者には一々調査済の證を交付し同一被調査者に對し調査の重複を避くるの方法を執つたのである。

第三節 調査實行當夜の狀況

第一日 十一月六日 降雨後晴

調査本部を浅草公園職業紹介所に置く。折柄の降雨を冒して集まる調査員(學生)は六十七名に達した。午後十時に調

査を開始したが此の夜は酉の市に當り降雨の夜ではあつても浅草の盛り場は一層と人出が多いので午前零時頃に一旦調査を打切り更に眞夜中の二時から再び調査を始めて曉方の五時過ぎに此の界隈の調査は終つたが、雨の夜であり其れに昭和八年頃から警察署では浅草公園の淨化に努めたので、浮浪者だの與太者に對する取締が厳しく、流石にルンペンの巢窟と言ひ囃された「エンコ」にも野宿が少ないので、此の浅草公園と後に八箇所の地域を含む野宿の數は七十七人を數へたのみであつた。

第二日 十一月九日 小雨

調査本部を浅草玉姬方面館に置く、参加せる學生四十二名である。午後九時調査を開始し翌日午前一時頃に終了したが、當夜も冷雨降り濺ぎ一時は調査も覺束なかつた。後ち次第に小降りとなり豫定の通り調査が行はれた。調査地域は浅草玉姬、石濱、今戸の各公園と下谷東盛公園の四ヶ所であつて發見された野宿者は合せて三十七人である。

第三日 十一月十日 晴

調査本部を本所押上方面館に置く。當夜の調査地域には常に野宿が少ないので、學生の参加者は八名である前二回の調査には冬の夜の雨に惱まされたが、今晚は澄わたる星の光に恵まれて、調査には工合の良い夜であつた、調査地域は錦糸公園外三箇所で發見された野宿者は十人に過ぎない。

第四日 十一月十五日 晴

調査本部を深川高橋方面館に置く。今夜は「おかん」場として夙に知られる本所中和公園が調査地域の一つである。尙ほ此處の近くに「トミ」と呼ぶ「どやまち」もあるので、貧しくて暗い環境が眼に映る、かうした特殊の場面が調査地域であるから、學生の参加するもの却々に多く、其の人員は百九名に上つた。

午後九時頃に市の澤社會局長も視察に來られたので、直ちに調査員と一緒踏査されたが、十二時近くまでに中和公園外五箇所の地域に於て四十七人の野宿者を發見した。

註「おかん」とは野宿のこと、「トム」と云ふのは日傭労働者の多くゐる深川富川町のこと、「どやまち」とは木賃街である。

第五日 十一月十七日 晴

調査本部を芝園橋職業紹介所に置く。今夜の調査地域は芝の公園である。由来この公園には「おかん」が多いと謂はれるので、學生の参加するもの八十人に上る。然し、此處に野宿の群がるのは暑さのきびしい夏の季節で、蕭條たる秋思の頃から次第に「おかん」は減るので此の調査をなせる初冬の夜には、廣くて大きな公園に十八人と愛宕の下に一人の野宿者を見出しただけで、十二時には調査員も引揚げた。

第六日 十一月十九日 晴

本部を芝浦一泊所に置く、今夜の調査地域は寂寞として人の影さへ稀れなる芝浦の埋立地である。此處に野宿をするものは殆ど「バタヤ」であつて、そうして彼等は落陽西に没し夜色漸く迫りくると、早くも塹と定める掘立小屋に潜り込むのである。亦、當夜は防空演習警戒管制が行はれ邊り一帯は眞闇であり、旁々時刻を早め午後八時から芝浦一泊所員の案内を煩はし調査を行ひたる結果は十九人の野宿者を見出したのである。此の夜に於ける學生の参加は六名であつた。

第七日 十一月二十二日 晴

調査本部を上野職業紹介所に置く。参加の學生は九十六名である。

今夜の調査地域は上野公園と其の界限で、此の邊りには野宿が多いか又は少ないものか、之が調査に當る者はその結果の如何を俟つたのである。夫は青空の下に寝る浮浪者は常に機に臨み變に應じて、移動的に「おかん」場を替へるからである。曾ては彼の淺草公園には數百人の「おかん」がゐたのに警察の淨化的取締から今では殆んど影を絶つまでに少なくなつた。然しながら元々宿るに家なき浮浪者に對し、此の場所を徘徊し此處を塹にすべからずと嚴しく取締ると家なき彼等は更に何處へか野宿の塹を求めねばならぬ。爰に於て彼等は臨機應變の道程を辿り取締の緩かなのと生活に便宜な處を覘ひ其處へ蟬集するのは言ふまでもない事である。「おかん」の場所は上野か又は江東方面か其れとも人家の疎らな放水路

の方面か之が野宿の蟬集地を探り當るのは調査員の負ふ責任であると、斯うした意氣込みで當夜の調査を進めると果然ルンベンの蟬集地の大なるは上野の杜を真中に此の界限であつた。即ち、灯の光りの淡き陸橋の下に果々と或は繁る樹の間に點々と或は鈍い外燈の光を頼りに集まるガードの下に、又、人家の廂に露を凌ぐ黒い蟠まり、此等は何れも惨めな野宿者であつて、其の數は百三十八人の多き上つてゐた。此の地域だけは地下鐵に潜つて寝る者があるので、走る輪立の音が止まらなと調査が出来ない。故に夜も更ける頃に調査を始めて隣近の時に終つたが、午前五時頃になると上野の某パン屋の裏口に何處からとなく、男女無數のルンベンが集まつて忽ち行列の陣が布かれ、今にも何事かの命令が下るのを待つが如くに何れも待期の構へをしてゐる。これは夜も未だ明けない五時になると、此のパン屋の裏口でパン屑の廉賣が始まるので賣り切れないうちに買はうと、互に先を争ふので行列の順番から供給される。處で、パン屑一袋は赤錢三つの三錢で買へる。そうして此の一袋のパンで朝と晝との二食が支へられる。寝るには「おかん」で生きる糧の値ひは一食僅かに一錢五厘である。人間の生活でこの位安價で足りるものは蓋し他では絶對にないのである。

噫、宏壯の樓閣が雲の如くに連なり文物は燦爛として華やかに咲く都會の裏にはかうした暗黒面の繪巻物が繰り擴げられてゐるのである。

第八日 十一月二十六日 晴

調査本部を新宿々泊所に置く。學生の参加するもの八名であつた。

山の手で歡樂の巷であり、人出が多い盛り場の新宿は夜に入ると煌々と燦めく灯の光りで一層と賑ひを増すのに、斯る樂天境にも傷ましい野宿者が其處彼處に寝てゐるので、今夜の調査地域は此の新宿の街と決めた。

午後十一時から調査を始めて、ガード下、花園神社、青果市場、「どや」の軒下、六中の圍りを廻つて視ると、眞際に轉がつて寝るもの、記念碑の蔭に幼ない兒と共に寝てゐる母親、ガード下に群がる乞食、神社の神樂堂に潜むもの等々合せて十九人の野宿を發見して、翌朝四時に此處の調査を終つたのである。

第二章 調査の結果

第一節 地域別に依る浮浪者

一 浮浪者の數

本調査を施行せる區は芝、四谷、淀橋、本郷、下谷、浅草、本所、深川の各區であつて、此の該當區の區内の一域又は數區域を擇むで其處を何れも調査地域と定めた。之を例せば芝區に於ける調査地域は芝公園、愛宕山、高濱町、札の辻陸橋下の四箇所であるが如くで、全部の調査施行地域は（總て）四十箇所である。

此の四十箇所の地域に於て發見せし所謂野宿者の人數は次の如くである。

男	三四二人	女	二二人	計	三六三人
---	------	---	-----	---	------

性別に依る比例は男九三・九〇% 女六・一〇%に當つてゐる。

尙ほ十五人以上を發見せる地域を擧げると（一）上野―御徒町―秋葉原に至る省線ガード下五人（二）上野地下鐵道昇降場三五人（三）浅草公園二三人（四）浅草玉姫公園二三人（五）芝公園一八人（六）上野驛構内一八人（七）本所中和公園一六人（八）芝區高濱町（芝浦埋立地）一五人等は調査施行地域中に於て比較的多數を發見せる箇所である。

二 既往の調査と比較的に觀たる浮浪者數

昭和五年及同十年に施行せる二回の國勢調査に於ける地域別浮浪者發見數と今回の本調査に於ける發見數とを比較すれば調査を行ふ毎に數の上に増減を現はしてゐる。即ち會つて最も多數であつた地域が今度は少く、又嘗つては少數であつた場所が今度は多いのであつて、恰も古代の民が水草を逐ふて移る如く、今も浮浪者は移動變遷の行路を踏むてゐるのである。

區 別	昭和五年 十月國勢調査			同十年 十月國勢調査			同十二年 十一月本局調査		
	地域箇所	發見數	比例	地域箇所	發見數	比例	地域箇所	發見數	比例
芝 公 園	四六人	七三人	一八人	四六人	七三人	一八人	芝 公 園	四六人	七三人
芝區高濱町	―	五	一五	―	五	一五	芝區高濱町	―	五
上野驛構内	不詳	四二	一八	不詳	四二	一八	上野驛構内	不詳	四二
上野地下鐵昇降場	―	―	三五	―	―	三五	上野地下鐵昇降場	―	―
御徒町ヨリ秋葉原ニ至ルガード下	一三一	二二	五四	一三一	二二	五四	御徒町ヨリ秋葉原ニ至ルガード下	一三一	二二
浅草公園	四九三	三六	二三	四九三	三六	二三	浅草公園	四九三	三六
同玉姫公園	三六	四	二三	三六	四	二三	同玉姫公園	三六	四
本所中和公園	一五	不詳	一六	一五	不詳	一六	本所中和公園	一五	不詳
三 區別に依る地域箇所と發見數									
芝 區	四	三八人	一〇・五	四	三八人	一〇・五	芝 區	四	三八人
四谷	五	一九	五・二	五	一九	五・二	四谷	五	一九
淀橋區ノ一部ヲ含ム	八	一四四	三九・七	八	一四四	三九・七	淀橋區ノ一部ヲ含ム	八	一四四
下谷	一	一〇五	二八・九	一	一〇五	二八・九	下谷	一	一〇五
本郷區ノ一部ヲ含ム	一	五七	一五・七	一	五七	一五・七	本郷區ノ一部ヲ含ム	一	五七
浅草區	―	―	―	―	―	―	浅草區	―	―
本所	―	―	―	―	―	―	本所	―	―
深川區ノ一部ヲ含ム	―	―	―	―	―	―	深川區ノ一部ヲ含ム	―	―

合 計

四〇

三六三

一〇〇〇

八

即ち、浮浪者野宿発見数の最も多いのは下谷區の一四四人で次は浅草區の一〇五人本所區(深川區の一部を含む)五七人芝區三八人最も少ないのは四谷區(淀橋區の一部を含む)一九人である。

茲に區別に依る地域數(発見箇所)及び浮浪者野宿の人數等の一覽表を左に掲ぐる。

(四) 調査地域別浮浪者數

發見箇所	性別		計	比率
	男	女		
芝 公園	一八	一	一九	五・〇
芝 愛宕山下	一	一	二	〇・三
高 濱町附近	一五	一	一六	四・一
札ノ辻陸橋下	四	一	五	一・二
計	三八	四	四二	(一〇・五)
四橋(淀) 新宿驛附近	三	一	四	一・一
四橋(淀) 西武電車ガード下	六	一	七	一・六
谷 東洋青物市場附近	三	一	四	一・一
谷 府立六中堀横	二	一	三	〇・六
區合(△) 花園神社	三	一	四	〇・八
計	一七	二	一九	(五・二)
下 車坂陸橋附近	一〇	一	一一	二・八
上野公園	九	一	一〇	二・五
淺草 淺草公園	二〇	三	二三	六・四
駒形公園	八	一	九	二・二
隅田公園	九	一	一〇	二・五
待乳山公園	五	一	六	一・六
金龍公園	三	一	四	一・一
千束公園	一	一	二	〇・六
計	一三八	六	一四四	(三九・七)
本所區 上野地下通	三四	一	三五	九・六
上野驛構内	一八	一	一九	五・〇
上野(御徒町)秋葉原ニ至ル省線ガード下	四九	一	五〇	一四・九
秋葉原青果市場	二	一	三	〇・三
新 花公園	一	一	二	〇・三
東 盛公園	六	一	七	一・六
計	一〇〇	六	一〇六	(一〇・三)

發見箇所	性別		計	比率
	男	女		
不 二公園	一	一	二	〇・三
松 葉公園	一	一	二	〇・六
玉 姫公園	二	一	三	〇・八
石 濱公園	三	一	四	一・一
今 戸公園	四	一	五	一・四
計	九	五	一四	(二八・九)
本 森下公園	一	一	二	〇・三
菊 川公園	五	一	六	一・六
中 和公園	一	一	二	〇・六
計	一六	三	一九	(四・四)
深川區 綠町ガード下	五	一	六	一・六
綠町公園	二	一	三	〇・八
江 東公園	三	一	四	一・一
錦 糸公園	三	一	四	一・一
業 平公園	一	一	二	〇・三
若 宮公園	三	一	四	〇・八
廣 川公園	三	一	四	〇・八
高橋方面館附近	一	一	二	〇・三
計	三二	一〇	四二	(一五・七)
合 計	三四	一三	四七	(一〇・〇)

第二節 浮浪者の年齢別

一 本調査の年齢別

本調査に於ける浮浪者全體の年齢に就て見るに、四拾一歳以上四拾五歳以下のもの最も多く、三百六拾三人の中で該年齢に當るものは五拾二人に上り、最も少ないは七拾一歳以上の老ひたるもの九人である。之等三百六拾三人を年齢別に依つて人數を見ると、先づ(一)は四一―四五の五三人此の比例は二四・三八%に當り(二)は五六―六〇の四四人比例は二・一〇%(三)は三六―四〇の四三人一・一〇%に當る(四)は三一―三五の四〇人一・一〇%(五)は四六―五〇の三八人一〇・五〇%(六)は五一―五五の三五人九・六〇%(七)は三六―三〇の三九人八・〇〇%(八)は二一―二五の二二

人六・一〇%（九）は六一一六五の二二人、五・八〇%（一〇）二〇歳以下の二七人、四・七〇%（一一）は六六一七〇の二三人、三・六〇%（一二）は七一歳以上の九人にして二・五〇%に當る。

斯の如く人数の上から年齢別を見ると、四一歳から四五歳のもが第一位を占めてゐる。之等は世に謂ふ不惑を超へた年頃の者で人生觀から云へば思慮分別も疾くに固く既に家には成長せる兒をもち細くも世帯を繼へて生活を營むべきものである。然るに其の日の生活にさへ行詰り「どん底」の淵に墜ふのであり、亦第二位即ち五六一六〇歳に在る年頃の者は既に一歩づゝ老境に向ひつゝあり、或は全く老ひの身となつたもので、之等のものは畢竟するに勞力の缺陷から世間より別ね出され詮方なく落伍の群れに這入つたと觀ねばならぬ。第三位と四位に在るものは何れも働らき盛りの青壯の者であるのに惨めな生活に陥つてゐる。其れから哀れの思ひに耐へないのは六六歳から七〇歳のもの、更に七拾一歳を超へたものである。之等老齡の者は生活困難であれば、當然保護されべきもので法的に保護の方法が立てゝあるのに、野宿をなすまでに傷ましい身空となつてゐる。茲に性別に依る年齢別と其の數を表はすことにする

性別	年 齡												男女計	比率%			
	三〇歳以下	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一以上					
男	一五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
女	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
比率%	四・七	六・一	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇

二 既往と比較的に觀たる年齢別

本局では昭和三年六月の梅雨季に當り、上野、淺草、芝の各公園と外三ヶ所を特に調査地域に定め浮浪者の野宿状態を調べたのである。茲にその昭和三年に行へる浮浪者調査と今回の本調査に於ける浮浪者の年齢とを較べ、斯くして既往

と現今に於ての浮浪者の年齢を比較的に見ると次の如くである

年 度 別	年 齡												計
	三〇以下	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一以上	
昭和三年六月	一五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
比 例	三・八	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九
昭和十二年十一月	一七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
比 例	四・五	六・一	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇

前表に依つて年齢別を比較して見ると（昭和三年と）同拾二年の調査に於て著るしく數の減つたものは二拾歳以下の者で即ち前回の調査の比例では一割三分弱の割合であつたものが、此度は僅かに四分七厘に過ぎない。

亦、前回には二一歳—二五歳までのものが一割〇八厘弱の割合であつたのに此度は六分一厘の割合に低下し、二拾六歳—三〇歳のもは一割一分強であつたのに八分となる、要するに年少の浮浪者は減切りと數が減り、働らき盛りの二一歳—二五歳のもの尙ほ二六歳—三〇歳の青壯年の者も其の數が減つてゐる。之は經濟界の好況に従ひ勞力の需要が昂まる所以で浮浪の境涯を脱したものと觀てよい。殊に二〇歳以下の浮浪者が著るしく減つたのは、番に勞力需給の關係ばかりでなく、少年保護事業が發達したので、彼の少年教護法又は少年法に依り保護されるので、家なくして街頭を彷徨ようが如き年少の浮浪者は此の法律によつて保護を享け、年々と斯る年端の行かぬ浮浪兒の姿は街頭から消へ去る傾向が見へる。

其れから如何なる事情と所以に由るものか、五一歳—五五歳までの者も幾らか減つて前回の調査には一割二分の割合であつたものが此度は九分六厘に低下してゐる。

翻つて此度の調査に於て數の増してゐるものは五六歳—六〇歳までのもので之は前回には六分五厘であつたのに此度は倍數の一割二分一厘に上り、六拾一歳以上の老ひたる者は前回より何れも増加の割合を示し定に嘆すべき事態を現はして

きた。之は畢竟するに老ひて貧しき者に對する養老事業の未だ發達せざる事を證據立てゝゐる。

第三節 浮浪者の出生地別

一本調査と出生地別

出生地別に依り被調査者男三四二人女二一人合せて三六三人の人数を見るに、最も多きは東京の八八人比例二四・二〇%であり、次は千葉の二七人である、以下埼玉二六人茨城二〇人、栃木一九人、新潟一七人、群馬一四人、福島二人宮城一人等にして比較的東京と其の近縣出生のもの多く、最も少ないのは和歌山、香川、福岡、宮崎、沖縄の各一人である。茲に出生地別性別に依る實數と比例等を左に表はすことにする。

府縣別	性別		計	百分比	府縣別	性別		計	百分比
	男	女				男	女		
府縣別	男	女	計	百分比	府縣別	男	女	計	百分比
北海道	五	一	六	一・四	千葉	二	三	五	七・四
青森	六	一	七	一・六	東京	八	二	一〇	二四・二
岩手	二	一	三	〇・六	神奈川	八	一	九	二五
宮城	一	一	二	〇・五	新潟	一	一	二	四・七
秋田	七	一	八	二・二	富山	四	一	五	一・四
山形	八	一	九	二・五	石川	四	一	五	一・四
福島	一〇	一	一一	三・〇	福井	一	一	二	〇・五
茨城	九	一	一〇	二・八	長野	三	一	四	一・一
栃木	一八	一	一九	五・二	岐阜	三	一	四	一・一
群馬	一三	一	一四	三・八	静岡	六	一	七	一・八
埼玉	二五	一	二六	七・二	愛知	三	一	四	一・一
計	二〇	一	二一	五・五	合計	三六	二	三八	一〇〇・〇

府縣別	性別		計	百分比	府縣別	性別		計	百分比
	男	女				男	女		
府縣別	男	女	計	百分比	府縣別	男	女	計	百分比
三重	四	一	五	一・四	福岡	一	一	二	〇・五
滋賀	四	一	五	一・四	長崎	二	一	三	〇・八
京都	三	一	四	一・一	熊本	一	一	二	〇・五
大阪	二	一	三	〇・八	鹿児島	一	一	二	〇・五
兵庫	三	一	四	一・一	沖縄	一	一	二	〇・五
和歌山	一	一	二	〇・五	不詳	八	一	九	二・二
岡山	二	一	三	〇・八	合計	三四	二	三六	一〇〇・〇
広島	三	一	四	一・一					
山口	二	一	三	〇・八					
香川	一	一	二	〇・五					
合計	二〇	一	二一	五・五					

二 比較的に觀たる出生地別

尙ほ本局で昭和三年に施行せる浮浪者調査に表はれたる、拾人以上を出せる地方は今回の本調査に於ては幾人を出してゐるか、之を比較して時代的に見る地方人口動靜の一端を窺ふことにする。

註 昭和三年被調査者四七三人
同拾二年被調査者三六三人

昭和三年	同拾二年	東京	千葉	埼玉	群馬	新潟	茨城	神奈川	栃木	北海道	群馬	長野	秋田	兵庫	宮城	其他	計
實數	比例	一・二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	四七
實數	比例	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	三六
比例	實數	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	一〇〇・〇

前回と今回の調査に於て數の上にさまで高低のないのが東京、千葉の二地方であり、前回より割合に數の上つた地方は埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、宮城等である。亦、前回に較べて數の低下した地方は、新潟、神奈川、北海道、秋田、兵庫等である。殊に著るしく低下した地方は北海道の三・五九%より一・四〇%に下り、兵庫の二・三二%とより〇・八〇%に下るなどである。

第四節 教育程度

一 本調査と教育程度

被調査者男三四二人女二一人合せて三六三人の教育程度は無學の者が男四五人女七人にして男子無學者の總數に對する比例は一三・一〇に當る。女子は男子に比し無學者が頗る多く全體の三割三分三厘までは無學で畢つてゐる。而して等男女を合せたる無學の比例は實に一四・三〇%に上る。

多少文字を解する者は男一五人、女一人合せて一六人で比例四・四〇%であり、尋常小學中途のものは男一〇九人女五人合せて一一四人に上り三一四〇%に當る。尋常小學卒業者は男八三人、女二人合せて八五人であつて二三・四〇%であり。高等小學中途のもののみで女になく、之が一七人の四・七〇%である。同卒業は男四三人女二人合せて四五人の一二・四〇%、中等學校中途のもの男一人女一人合せて二人にして三・三〇%である。更に中等學校卒業の者は男一人、女二人合せて一六人で四・四〇%専門學校中途のもの男二人だけで同卒業のものは一人もなく、教育程度不明のものは男女合せて四人であつた。

之を要するに野宿までに落魄せる浮浪者の教育程度を數の上から順々に見ると、最も多いのが(一)尋常小學中途のものと(二)が同卒業のもの(三)は無學であつて(四)は高等小學卒業者であり(五)が多少文字を解するもの(六)は高等小學中途で(七)は中等教育を了せるもので(八)は中等中途のもの(九)は専門中途のものである。兎にかく中等教育を受けたるもの

は其の中途なると卒業とを合せ三拾人に上り、比例は八・三〇%に當つてゐるが、此の申告が眞實でありとせば注目すべき事柄で教育者その他經世家は考慮せねばなるまい。

尙ほ無學者と又中等教育を了へたる者など、此等の年齢關係を見ると次の如くである。

二〇歳以下の青少年は總べて一七人である。此の内無學者が三人を含むのである、故に無學の比例は二二・六〇%である、二二歳—三〇歳の者は五人にして此の内無學は四人で七・八〇%に當る。三一歳—四〇歳のものは八三人で此の内無學が四人で四・八〇%であり、四一歳—五〇歳のものは九〇人にして此の内無學は一人に上り一一・三〇%に上る。五一歳—六〇歳のものは七九人で此の内無學は一人に上り、此の比例は一六・四一%に當る六一歳—七〇歳のものは三四人であつて、此の内無學は一人である。之が比例は高い桁を超へて三割二分二厘と云ふ比例を見る。亦七〇歳以上の者は九人であるが此の内無學は四人であるから、斯る老齡者の無學比例は實に四三・四〇%と云ふ高率に上つてゐる。斯の如く年長のもの殊に五拾一歳以上の者に無學者が多いのは、云ふまでもなく時代の進運に所以するのであつて、國民教育の普及せざる時代に於ては貧しい家に育つ兒の中に惜しくも教への恵みを受け得ないで無學に終るものさへあり、従つて年長の者ほど無學者が多いのである。

然して此度は中等若くは専門程度の教育を受けたるもの、即ち中等學校卒業及び専門學校中途退學等拾八人の教育と年齢關係を見ると、二二歳—三〇歳のもの五一人の中で中等學校卒業のもの二人であり、三一歳—四〇歳のもの八三人の内同卒業のもの男五人、女一人を見る。四一歳—五〇歳のもの九〇人の中に四人であり、五一歳—六〇歳のもの七九人の中で同一人であつて、六一歳—七〇歳のもの三四人の中で同じく一人を見る、更に専門學校中途退學のものは三一歳—四〇歳のもの八三人の中に一人だけであり、四一歳—五〇歳の九〇人の中では又一人を見るに過ぎない。因に三六三人の被調査者の中には大學程度のもの一人もないのである。

茲に性別及び年齢別に依る一覽表を掲ぐると左の如くである。

一六

無學者	30歳以下		31-40歳		41-50歳		51-60歳		61-70歳		71歳以上		男女別小計	總計	比率
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			
無學者	1	2	1	4	1	10	1	2	2	2	2	2	7	3	10.3
多文字ノ解スルモ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4.4
尋小中退	2	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4.4
尋小卒	1	1	6	3	3	6	3	8	5	10	1	1	1	1	4.4
高小中退	1	1	3	3	3	6	3	3	3	5	1	1	1	1	4.4
高小卒	4	1	8	3	3	4	2	2	6	1	1	1	1	1	4.4
中等中退	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3.3
中等卒	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3.3
専門中退	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.6
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.1
計	27	35	51	61	61	91	61	91	91	131	131	131	331	331	1000.0

二 比較的に觀たる教育程度

昭和三年と同拾二年に行ひたる浮浪者調査に就て教育程度を比較し、斯くして拾年ほど以前と其の後に至る教育とその發達過程を知るために(一)無學者(二)中等教育を受けたる者、之等の割合を比較的表はすと左の如くである。

昭和三年 被調査四七三人
同拾二年 被調査三六三人

年度別	無學		中等學校 中途退學		同卒業	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例
昭和三年	九一	一九・二四	一三	二・七五	三	〇・六三
昭和拾二年	五二	一四・三〇	一一	三・三〇	一六	四・四〇

前表の如く昭和三年と同拾二年の調査結果に依ると三年には無學一割九分三厘弱に上つてゐたが拾二年には一割四分三厘に低下してゐる。亦、中等學校の關係を見ると中等未了のもの二割七分五厘であつたのに此度は三割三分に上り、同卒業の者が三年には僅か六厘に過ぎないのに此度は四分四厘に上つてゐる。之を觀ても教育の發達せることが判る。

第五節 浮浪の原因

浮浪に陥る原因は概して錯雜なもので、例令個人、家庭、職業、社會等各關係に一應別つてみるが一の關係にして他の關係と關聯せるものが多々あるのである。之等數種の關係が錯雜せるものは之を究めて其の中の比較的重要な原因を探るのが妥當であらう。而して茲に三百六拾三人の浮浪となる原因の最も多きは職業的關係に因るもので、その數は百三拾二人に上り、比例は三割六分三厘に當る、次は個人的關係に因るもの即ち不具疾病或は怠惰飲酒などに因るもの百三拾一人にして、比例は三割六分強に當り、前者と殆んど同數であり、更に次は家庭的關係に該る家庭の不和夫と死別、父母の死亡等に因るもので、之は三拾四人である。その他の原因に由るもの二拾六人、不詳四拾人に上る。斯の如く浮浪に陥る原因は職業及び個人の各關係から浮浪に陥入り、社會的水平線以下のどん底に沈没する者が多いのである。此處に性別に依り浮浪となる原因を擧げて見やう。

職業的関係 に因るもの	計	商業失敗のため	二八	男	二八	比例	七・七〇
		就職出来ざるため	四二				一一・八〇
職業的関係 に因るもの	計	上京後職業に就き得ざるため	二〇		二〇		五・五
		失業したるため	四一		四一		一一・三〇
個人的関係 に因るもの	計	肉體的缺陷	七一	男	七一	比例	二〇・四〇
		不具瘵疾のため	二八		二八		八・三〇
個人的関係 に因るもの	計	疾病のため	四		四		一一・一〇
		怠惰、仕事嫌ひ	二	女	二		二・三〇
個人的関係 に因るもの	計	精神的缺陷	八		八		二・三〇
		墮落のため	一五		一五		四・一〇
個人的関係 に因るもの	計	飲酒のため	一		一		二・八〇
		計	一三一		一三一		

家庭的關係 に因るもの	計	家庭不和のため	二〇	男	二〇	比例	六・三〇
		父毎死亡のため	四		四		一一・一〇
家庭的關係 に因るもの	計	夫に死別せるため	三	女	三		〇・八〇
		離縁されたるため	一		一		〇・三〇
家庭的關係 に因るもの	計	破産のため	二		二		〇・八〇
		計	二六		二六		
その他	計	労働に堪へざるため	四		四		一一・一〇
		主人との不和	五		五		一・七〇
その他	計	震災のため	一〇		一〇		二・八〇
		計	一〇		一〇		

次に浮浪期間並に性別に依り原因を表はすと左の如くである

浮浪原因

孤獨のため	計	一七・〇
不詳	計	一〇・〇〇
總計	計	二七・〇

浮浪原因	性別		浮浪期間別							合計	比率	
	女	男	一年未満	一年六ヶ月	一年二ヶ月	一年三ヶ月	一年六ヶ月	一年以上	不明			
職ナキ爲	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上京後職ナキ爲	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
失業シタ爲	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
仕事嫌ヒ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
労働ニ堪ヘザル爲	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
商賣ノ失敗	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
震災ノ爲	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
病氣ノ爲	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不具瘵疾ノ爲	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
比率	二・八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一